

制 度 名	自治体国際協力促進事業（モデル事業）	主管課名	国際交流課 交流・協力G												
		問合せ先	029-301-2862												
目的・趣旨	地方自治体等が行う国際協力事業の中から、先駆的な役割を果たす事業をモデル事業として認定して支援を行い、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。														
<p>[対象団体] 都道府県，市町村，地域国際化協会，地方自治体等と連携して事業を行う NGO</p> <p>[対象事業] 次の基準に適合するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治体若しくは地域国際化協会又はそれらと連携する NGO が実施する国際協力事業。（事前調査事業を含む。）</li> <li>(2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり，事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること。</li> <li>(3) 資金供与だけの事業ではないこと。</li> <li>(4) 事業の実施にあたり，国又は国に準ずる機関からの助成を受けていない事業であること。</li> </ol> <p>[補助要件等] 「高いモデル性」「事業効果の向上が認められる共同事業・連携事業」「相手地域のニーズに適確に対応し日本側にとってもメリットがある協力活動」「計画性と今後の展望」などの観点から，優れた事業を採択。ただし，以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国や国に準ずる機関から助成を受けているもの</li> <li>(2) 単なる資金供与だけの事業</li> <li>(3) 事業実施に要する経費の総額が 100 万円以下の事業</li> </ol> <p>[対象経費] 人件費（職員給与除く），旅費交通費，宿泊費，食糧費，謝金，賃借料，消耗品費，什器備品費，通信運搬費，印刷製本費，委託費，保険料，負担金，その他協会が特に必要と認めるもの</p> <p>[補助限度額等]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象団体による単独事業                      助成限度額 3,000 千円（定額補助）</li> <li>(2) 複数の対象団体による共同事業          助成限度額 5,000 千円（定額補助）</li> </ol> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">区</td> <td style="width: 12.5%;">国</td> <td style="width: 12.5%;">県</td> <td style="width: 12.5%;">市町村</td> <td style="width: 12.5%;">その他</td> </tr> <tr> <td>分</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>						区	国	県	市町村	その他	分	—	—	—	—
区	国	県	市町村	その他											
分	—	—	—	—											
[30 年度当初予算額]	— 千円	[30 年度補助対象団体] 平成 30 年 3 月下旬頃決定予定													
<p>[備考]・その他：(一財)自治体国際化協会からの補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・翌年度の事業助成に係る募集は，毎年 9～11 月頃に自治体国際化協会から都道府県を経由して行われる。</li> </ul>															